



令和 8 年 6 月 26 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 8 年 6 月 24 日からの大雨に伴う災害に係る
災害救助法の適用について【第 2 報】

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

令和 8 年 6 月 24 日からの大雨に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、福岡県は 3 市 1 町、鹿児島県は 1 市に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		法適用日 (公示日)
福岡県 (3 市 1 町)	柳川市 (やながわし)、うきは市 (うきはし)、みやま市 (みやまし)、 八女郡広川町 (やめぐんひろかわまち)	6 月 25 日 (6 月 26 日)
鹿児島県 (1 市)	薩摩川内市 (さつませんだいし)	6 月 24 日 (6 月 24 日)

【参考】災害救助法の概要

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujo_gaiyou.pdf

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、増田、阿部、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394（直通）